

さいたま市告示 第446号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第16条において準用する第8条の規定に基づき、次の指定緑地を解除したので告示する。

令和8年3月17日

さいたま市長 清水 勇人

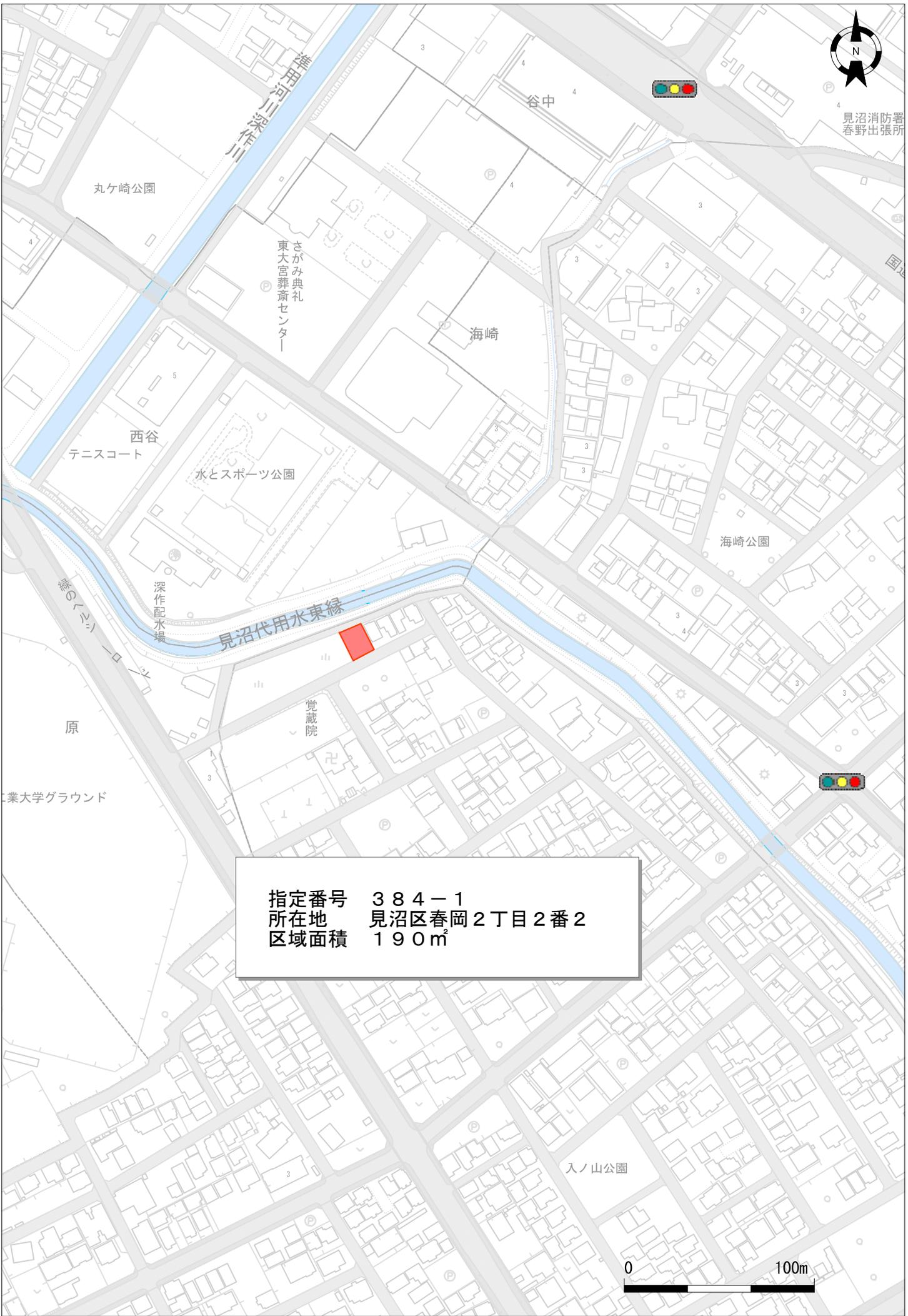
- 1 名 称 保存緑地
- 2 指定年月日 令和7年4月1日
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定番号、所在地、指定面積、区域面積、図面 別添のとおり

さいたま市保存緑地指定(解除)地区一覧

	指定番号	所在地	指定面積(m ²)	区域面積(m ²)
1	384-1	さいたま市見沼区春岡2丁目2番2	190.00	190.00



見沼消防署
春野出張所



丸ヶ崎公園

さがみ典礼
東大宮葬斎センター

谷中

海崎

西谷

テニスコート

水とスポーツ公園

海崎公園

深作配水場

見沼代用水東縁

原

覚蔵院

工業大学グラウンド

入ノ山公園

指定番号 384-1
所在地 見沼区春岡2丁目2番2
区域面積 190m²

